

独立行政法人国際協力機構の平成21年度の業務実績に関する項目別評定表

平成22年8月24日

中期目標評価：中期計画において定められた各項目についての達成度を評価する。
事業年度評価：中期計画において定められた各項目についての実施状況を評価する。

イ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。
ロ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。
ハ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。
ニ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画に対してやや順調でない。
ホ：中期計画等の実施状況が当該事業年度において順調でない。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 組織運営における機動性の向上	<p>開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応できるよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。</p> <p>また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。</p> <p>併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。</p> <p>さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助(以下「ODA」という。)実施のための連携体制に積極的に参加する。 ●人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導体制の定着を図る。 ●部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。 ●既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。 ●EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ●国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	<p>小No.1: ハ</p>	<p>中No.1: ハ</p>	<p>平成21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、定期モニタリングを通じ、課題の把握と改善策の検討に努めており、統合後の組織体制及び業務は順調に定着してきている。</p> <p>在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。</p> <p>海外拠点についてはシンガポールを廃止するとともに、海外拠点の配置及び体制の包括的な見直しについて、業務の実施状況等に基づき検討を進めた。国内機関については、平成21年度末の利用実績は増加しており、機関の機能強化や行政刷新会議の事業仕分けによる指摘を踏まえた施設の見直しの検討を進めている。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。</p> <p>なお、今後もモニタリングにより課題を把握し、組織体制の定着に向けた取組を継続することが期待される。また、行政刷新会議の議論も踏まえ、国内・海外の拠点の配置適正化に向けた取組を加速させるとともに、保有施設等の見直しについては、広尾センターや研究所の機能の確保に留意する必要がある。国内機関については、引続き利用状況等をモニタリングし、運営の改善を図るとともに、国際協力に対する国民の支持・参画を得るべく、機能強化に取り組み、その運営の成果をわかりやすく説明していくことが期待される。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)業務運営全体の効率化	<p>(イ)業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。 ●コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。 ●内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。 <p>(ロ)随意契約等における委託等について、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。 ●契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家等派遣事務手続きの効率化 ・研修員受入事務手続きの効率化 ・ボランティア関連事務手続きの効率化 ・コンサルタント契約手続きの簡素化、合理化 ・内部連絡文書の合理化状況 	小No.2: 八	中No.2: 八	<p>平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」では、23年度までに全契約のうち、競争性のない随意契約を件数で38%、金額で17%まで減少させるとしているが、21年度は、件数は38.4%、金額は18.1%と、対前年度で件数を0.8%増加、金額を2.6%減少させ、一般競争入札への移行を進めている。競争性のある契約のうち、一者応札・一者応募については、補正予算による事業増もあり、割合が増加した。関連公益法人との契約見直しについては、21年度までの目標値を件数では達成できなかったものの、金額については達成した。</p> <p>また、契約監視委員会を設置し、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約の点検・見直し等を行い、「随意契約等見直し計画」にとりまとめるとともに、行政刷新会議の事業仕分けの結果も踏まえ、関連公益法人等向けの支出の透明性及び競争性の確保に向けて、委託契約の業務の分割発注等により、民間企業の参入を促すとともに、委託内容を見直し、一部業務について内製化を図っている。関連法人等への出資について、機構の業務方法書にて出資の相手方、限度額等を定め、出資継続の必要性の判断、出資目的の達成や出資先の経営状況の分析と対応を引続き適切に行っている。</p> <p>不正行為等の防止については、円借款の不正腐敗防止策を着実に実施するとともに、「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言を踏まえた取組を行った。</p> <p>平成21年度の業務経費は、効率化による削減は前年度予算比1.3%減(予算減及び特殊要因を含め3.5%減)、一般管理費は18年度予算比14.5%減となり、中期計画に定める削減目標に沿って着実に効率化を進めた。人件費についても、平成21年度計画の削減目標(対17年度実績比3.67%減)を上回る削減(8.4%減、人事院勧告を踏まえた補正値は6.7%減)を達成した。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。</p> <p>なお、上記のとおり、入札・契約の適正化は概ね順調に進められているものの、その重要性に鑑み、「随意契約等見直し計画」の達成に向け、競争性のない随意契約のさらなる見直しや一者応札・一者応募についての改善を図るとともに、競争性のない随意契約については契約監視委員会によるその妥当性の検証を着実に実施すべきである。企画競争・公募等については、対外的にその競争性を明確にするために、効率性に留意しつつも、評価基準の公表、外部委員の活用等、透明性を明らかにする取組が求められる。さらなる説明責任を果たすべく、関連公益法人との契約を含め入札・契約の適正化及び透明性向上については、見直し、改善に不断に取り組むとともに、契約監視委員会による検証等を行うことが求められる。</p> <p>ラスパイレス指数については、前年度比2.7ポイント低下する見込みである。機構の職員の給与水準が地域・学歴補正後も対国家公務員比で高く、また、平成23年度末の見込み値が地域・学歴補正後に109.8となる理由として、開発途上国が抱える問題の分析、プロジェクトの企画・審査・実施、開発途上国政府や国際機関との交渉といった機構の業務を担うためには、高度の専門性、折衝・調整能力、高いレベルの語学力を有する人材を確保するために一定の給与水準を維持する必要があることは理解できるが、対外的な理解を得られるよう説明を継続するとともに、職務限定制度のさらなる活用、勤務地限定制度の着実な実施による指数の低下に引続き取り組むべきである。また、効率化の取組が質の低下につながらないように、引続き成果管理・モニタリングを適切に行う仕組の確立に向けた取組が求められる。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・関連公益法人等との契約実績(21年度までに一般競争入札等へ移行し、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で4%、金額で3%に減) ・「随意契約見直し計画」の進捗状況及び第三者による検証結果(「随意契約見直し計画」の執行により、23年度末までに、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で38%、金額で17%に減) ・契約の情報開示の状況 ・委託先の執行状況のチェックシステムの強化 ・不正行為等に対する取組 ・市場化テストの導入実績(海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務にかかる民間競争入札の実施) 			

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費(重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。</p> <p>また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費(特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。</p> <p>また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・運営費交付金を充当する業務経費の毎事業年度1.3%以上の効率化</p> <p>・運営費交付金を充当する一般管理費の平成18年度比年率3%程度の効率化</p> <p>・人件費の削減(18年度から6年間で6%以上(対17年度実績比)の削減)</p> <p>・業務の質に係るモニタリング手法(プロジェクトの成果管理等)の確立に向けた取組</p>	<p>小No.3: ハ</p>	<p>中No.2: ハ</p>	
		<p>(ホ) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。</p>	<p>・システム最適化計画の策定及び実施の状況</p>	<p>小No.2: ハ</p>		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	(1) 統合効果の発揮	<p>国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。 ● 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国別援助実施方針及び事業展開計画の作成・活用実績 ・ 協力プログラムの形成状況 ・ 協力準備調査の導入・実績 ・ 迅速化に向けた取組 	小No.4: ハ	中No.3: ハ	<p>技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、開発効果の最大化を目指し、各国の優先開発課題を明確にした国別の援助実施方針を作成する等、国別・地域別アプローチを強化した。国別援助実施方針の下、プログラム・アプローチを一層強化するために、「協力プログラムの戦略的強化に係るガイドライン」を作成し、重点的に戦略性を高めていく協力プログラムを選定し、さらなる戦略性向上のための取組を行っている。また、外務省とともに「事業展開計画(ローリングプラン)」を引続き作成し、機構の協力方針の共有・理解や案件形成の計画的な実施、援助の予測可能性の向上を図るとともに、協力準備調査の実施により、協力プログラム及び個別案件の形成や迅速化に取り組んだ。</p> <p>その結果、協力準備調査の導入により、政府への調査実施提案から貸付契約まで1年半を切る案件や政府の調査要請から贈与契約締結まで1年弱となる案件が出てきている。技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策から実施まで、行政から草の根までを対象とし技術・資金を複合的に活用した包括的な支援の促進による開発効果の増大等、統合のシナジー効果が発現が発現してきていることが確認された。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。</p> <p>なお、協力プログラムの戦略性向上に向け、体制整備を含めてその実践に向けた取組を進めるとともに、資金協力事業の迅速な開始に向けた取組を継続し、今後は、全体的な達成状況を具体的に説明することが期待される。</p>
	(2) 事業に関する横断的事項	<p>(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)等の政府開発援助以外の公的資金(OOF)の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。 ● 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案件形成支援の実績 ・ (変更前指標) 案件形成支援における現地リソースの活用状況 ・ (変更前指標) 企画調査員の配置の重点化 ・ 課題別指針の策定・更新実績 ・ 分野・課題データベースやコンテンツの整備・活用の実績 	小No.5: 口	中No.4: ハ	<p>政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国の援助需要を踏まえた案件形成支援を行うとともに、金融・経済危機における対アジア支援、アフガニスタン・パキスタン支援、気候変動対策、アフリカ支援といった重点政策に沿った協力を実施し、特にアフリカ支援については、政府が主導した「横浜行動計画」に基づく目標値を上回る取組を実施している。また、第1次補正予算により、我が国の雇用創出にも資する開発途上国における経済危機に対する取組を実施した。開発パートナーシップの強化のため、他ドナーとの国・地域レベルでの戦略的な連携の枠組みづくりへの取組を行い、また、民間企業との連携のためのツールとしてPPPインフラ事業に関する調査の制度構築、民間企業との連携案件を形成・実施、地方自治体、大学、NGO等との連携強化を行った。また、アフガニスタン等の安全管理上の特別な配慮が必要な地域における機構関係者や施設建設におけるコントラクター等向けの安全対策に取り組んでいることを確認した。</p> <p>広報については、総合的な援助機関として、より効果的な広報を行うべく、新広報戦略を策定し、国際協力の意義及び必要性の背景となる国際社会における課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える「イシュー広報」を強化するとともに、「ODAに関する専門広報」として、マスメディア等への発信も強化した。勉強会等を通じ積極的に情報提供を行い、アフガニスタン・パキスタン支援をはじめとして、民間連携や気候変動対策の新たな取組がタイムリーに報道され、効果的な広報が行われたことを確認した。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>●従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。</p> <p>●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。</p> <p>●日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)との適切な連携・協力を確保する。</p> <p>●事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。</p>	<p>・「人間の安全保障」の視点の事業への反映 (参考指標:平和構築支援の実績(研修、マニュアル改訂等体制強化を含む))</p> <p>・民間連携に向けた取組の実績</p> <p>・事業における民間の活用(業務実施契約等)の実績</p> <p>・各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況</p> <p>・専門家における国民各層の参加状況</p> <p>・国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績</p> <p>・援助協調の枠組への対応の実績</p> <p>・「日本政策金融公庫」(国際協力銀行業務)との連携の実績</p> <p>・現地人材(現地コンサルタント・NGO等)の活用の実績</p> <p>・現地及び第三国リソースの把握状況(現地コンサルタント等の情報整理、帰国研修員ネットワークの整備状況)</p> <p>・関係者に対する安全対策の実績</p> <p>・コントラクター等向けの安全対策の実績</p> <p>・(変更前指標)資金協力(有償資金協力・無償資金協力)との連携の実績</p> <p>・(変更前指標)円借款と無償資金協力の計画策定に寄与した開発調査の実施状況</p>	小No.5: □	中No.4: ハ	<p>平成21年度は、新環境社会配慮ガイドラインを完成させるとともに、現行のガイドラインを適切に運用した。新ガイドラインは、その策定過程において、情報公開と外部からの参加を促進し、透明かつ公正な検討プロセスを確保した。その内容も、現行ガイドラインの一体化を行っただけでなく、第三者機関の常設、案件発掘・形成から実施の各段階において環境社会配慮確認等を行う仕組みを定めている。これにより、新ガイドラインは他の援助機関には類を見ないものとなり、外部からも、新たに設置する助言委員会を透明性高く運用できれば、世界に対し環境社会配慮システムの新しいモデルを示し得るとの高い評価も受けている。開発途上国における環境保全や気候変動対策に貢献する国際協力事業については、政府の方針等を踏まえ、積極的な案件発掘・形成及び事業の実施に取り組み、各援助手法による支援を実施している。また、国際機関や他ドナーとの連携・協調して開発途上国支援を行うとともに、OECDの成長戦略の一部である低炭素開発に関するガイダンス作成の主導等の国際的枠組みにおける貢献を積極的に行っている。</p> <p>「ジェンダー主流化推進体制」の定着を目指し、ジェンダー担当部署によるジェンダー視点に関するコメントを案件の計画や実施に反映させているとともに、機構のジェンダー主流化への取組をとりまとめた「JICAジェンダー主流化推進年次報告書」の公表や資金協力におけるジェンダーの視点等を追記した課題別指針「ジェンダーと開発」の改訂を行っている。</p> <p>事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、3つの援助手法全体で整合性のある評価手法を確立して運用を開始し、ほぼ全ての事後評価を外部評価化したことを確認した。新しい事業評価体系と評価結果をわかりやすく対外的に説明するとともに、評価結果の活用促進にも引き続き取り組んだ。また、協力プログラムの評価やインパクト評価等の導入に向けた検討を進め、試行すると同時に、コスト効率性に関する評価手法の開発に関するこれまでの取組を分析し、今後の新しい方向性について検討を開始した。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		(ロ)独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・外務大臣の要請への対応	小No.6: -	中No.4: ハ	以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。 引続き、政策に基づく事業の取組や開発パートナーシップの強化を進めるとともに、これら取組の成果や効果の検証については対外発信していくことが期待される。外部からの助言・提言については、それがどう反映され活用されたかを具体的に説明することが求められる。また、平和構築支援を含むすべての事業の実施に当たっては、社会的弱者に対するインパクトにも十分に配慮すべきである。 情報セキュリティ及び個人情報保護に係る体制の運用を充実させるべく、モニタリングの継続が求められる。広報については、国際協力に対する関心の低い層の理解・支持促進に向けたさらなる努力、市民の国際協力への参画を促進するための取組の強化等、さらに進化させていく努力を期待する。 当委員会としても、新環境社会配慮ガイドラインの策定プロセス及びその内容を高く評価するが、今後、新ガイドラインを適切に運用し、その効果を具体的に説明することが求められる。また、環境保全や気候変動対策分野への取組により開発途上国の持続可能な発展に引続き貢献することを期待する。 ジェンダー主流化推進体制の下、研修員受入事業を含む全ての事業においてジェンダーに配慮した取組を推進するとともに、開発効果の向上のため、政策・制度支援を含むジェンダー平等を推進する一層の取組がなされることを期待する。また事業におけるジェンダーの主流化のみならずJICA組織内においてもジェンダーに配慮した取組も重要であり一層の取組を期待する。 事業評価については、客観的な評価を継続するとともに、開発効果向上のため評価結果や教訓が着実に反映される仕組みを明確にし、相手国政府等との間でも評価結果や教訓が共有されることを期待する。
		(ハ)機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求への対応の実績 ・個人情報保護体制の整備状況 ・わかりやすい広報に向けた取組 ・マスメディア等との連携の実績	小No.7: ハ		
		(ニ)事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。 なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格(ISO14001)に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ガイドラインの適用実績 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・国際環境規格認証の維持及びJICA環境マネジメントシステムの運用状況 ・省エネルギー・省資源への対応の実績(光熱水量および廃棄物量) ・「JICA環境方針」を踏まえた環境関連案件の実績	小No.8: □		
		(ホ)男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ジェンダー主流化推進体制の定着状況 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・ジェンダーに配慮した事業運営の実績	小No.9: ハ		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ハ)客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。 ●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。 ●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。 ●フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。 ●各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一貫した評価の実施状況 ・(変更前指標)在外事務所による事後評価の実施国数 ・(変更前指標)青年海外協力隊事業および災害援助等協力事業における評価の実施状況 ・外部有識者事業評価委員会の開催実績 ・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全事後評価件数に占める割合(50%以上) ・評価結果の公開状況 ・評価から得られた教訓の事業への活用状況 ・コスト効率性に関する評価手法の開発の取組 	小No.10: ハ	中No.4: ハ	
	(2)各事業毎の目標 (イ)技術協力(法第13条第1項第1号)	<p>(i)技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合的な能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。 ●開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。 ●候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。 ●案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な能力開発を重視した事業及び知見の蓄積の状況 ・南南協力支援事業の実績 ・標準的な概算経費算出方法の導入 ・計画内容の精緻化を図るための措置 	小No.11: ハ	中No.5: ハ	<p>技術協力の効果的な実施に向けて、総合的な能力開発を重視した事業の実施及び機構の内外での共有、南南協力に関する地域のニーズに応じた事業実施支援や、経験の発信に取り組んだ。</p> <p>研修員受入事業については、平成20年度までに改善を図った事前・年次・終了時評価に関する運用状況をモニタリングするとともに、その結果を踏まえ事後評価の実施方法について検討を行った。なお、研修の成果として、帰国研修員のネットワーク構築等が確認されている。現地国内研修については、実施基準を策定し、これにより今次中期計画に定められた海外及び国内の研修実施基準の策定が完了している。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。</p> <p>引続き、技術協力の効果的・効率的な実施のために、総合的な能力開発を重視した事業及び南南協力支援の実施や経験の国際会議等での発信を期待する。また、研修員受入事業については、プログラム・アプローチ等の推進を通じた一層の開発効果の向上への取組を進め、ジェンダーを含めた平等・公平性に配慮するとともに、事後評価等を通じて帰国後の研修員を着実にフォローアップし、その開発効果について成果の確認が求められる。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。</p> <p>また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。</p> <p>加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。</p> <p>青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。 ● 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。 ● 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。 ● 青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力が絞り込むことにより、研修効果を高める。 <p>(iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適切に反映させる。このため専門家については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。 ● 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。 <p>またコンサルタントについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。 ● 緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修事業評価システムの改善 ・研修案件の改廃と新設の検討手順の改善 ・研修員受入事業の実施基準の策定 ・組織開発や制度改善を重視した研修の実績 ・研修内容・研修方法の改善 ・ソフト型フォローアップ協力の実績 ・援助課題に合致した研修内容への絞込みの実績 ・公示・公募による人選の割合、人選のための委員会の実施状況、及び人選基準や手続きの改善状況 ・人材の業績評価の実施・反映 ・コンサルタント選定方法の改善 ・緊急案件における選定手続の迅速化 	小No.11: 八	中No.5: 八	

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ロ)有償資金協力(法第13条第1項第2号)	<p>(i)有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。 ●我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業を促進する。 ●円借款を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。 <p>(ii)開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。 ●円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円借款事業の適正かつ迅速な形成の実績 ・政策優先度及びニーズの高い円借款契約締結の実績 ・経済社会インフラや投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国政府の政策対話、マクロ経済調査及び借入国の債務持続性分析に係る調査の実績 ・事業の実施や開発効果を高めるための調査及び研修の実績 ・地方自治体、大学、民間企業、NGO等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績 	小No.12: 八	中No.6: 八	<p>円借款について、前年度を上回る規模の新規承諾及び貸付実行を実現するとともに、技術協力と効果的に組み合わせた包括的な支援など統合のシナジー効果を生む支援や、気候変動対策、アフリカ支援、金融・経済危機への対応等、政策的優先度及び開発ニーズの高い事業を行っている。金融・経済危機に対しては、国際機関や他の援助国とともに、相手国との間で財政支援や短期的な危機対応、中長期的な成長のための取組について協議も行いつつ、各国への支援を実施した。</p> <p>実施の迅速化に向け、本邦技術活用条件(STEP)案件に係る詳細設計の機構による実施、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等を行った。また、各事業の開発効果を高めるため、常時のモニタリングによる問題の早期解決や、自治体、大学、民間企業、NGO等との連携に取り組んだ。</p> <p>また、貸付実行後の適切な資金回収については、延滞発生時には借入人に対して督促状を発出し、海外拠点等を通じて延滞理由の把握を迅速に行うとともに、日常業務を通じて継続的に督促を行い、早期の延滞解消を促している。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。</p> <p>今後は、開発ニーズの把握と迅速な対応のための調査や事業の進捗に係るモニタリング、官民の幅広い連携等により事業効果が向上することを期待する。また、適切な債権管理が継続されるとともに、インフラ整備支援については、ハード・ソフトの一体的整備に向けた取組を期待する。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ハ)無償資金協力(法第13条第1項第3号)	<p>(i)無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。</p> <p>(ii)無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。</p> <p>(iii)積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・入札参加拡大のための取組</p> <p>・総合的なコスト縮減に向けた取組</p> <p>・総合的なコスト縮減の実績</p>	小No.13: □	中No.7: □	<p>機構に移管された無償資金協力事業の実施のために必要な制度整備を完了するとともに、実施監理業務・実施促進業務を適正に実施したことを確認した。</p> <p>また、「環境プログラム無償」に補正予算が計上され、当初予算比で約5倍の予算規模となったことに対応し、迅速に案件発掘・形成を行い、27カ国に太陽光発電技術導入等、日本の環境保全技術を活かした支援を実施したことは優れた実績である。</p> <p>入札参加拡大のための取組についても、平成21年度、入札前の急激な物価変動を考慮した事業費の積算方法の本格導入に加え、予備的経費の試行導入を行い、天災や治安の悪化といった予め想定できない事態に対する対応の最適化を図った。</p> <p>また、総合的なコスト縮減については、「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領」に基づき、施設案件全体において5.27%(暫定値)の縮減を達成している。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>ODAコスト総合改善プログラムの実施について、さらなる努力が必要である。</p>
	(二)国民等の協力活動(法第13条第1項第4号)	<p>(i)本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、</p> <p>●プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。</p> <p>●ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。</p> <p>●帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援をはじめ、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ボランティア派遣実績</p> <p>・プログラムの中での他事業との連携状況</p> <p>・他機関との協調の実績</p> <p>・募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善</p> <p>・現職参加促進の取組(教員、地方自治体、民間企業等を対象とした取組)</p> <p>・ボランティア経験者による社会還元の活動実績</p> <p>・帰国隊員に対する進路開拓支援の状況(キャリアパス研修の実績等)</p>	小No.14: □	中No.8: □	<p>平成21年度は、政府及び機構の方針による約200名増、平成21年度第1次補正予算による100名の派遣増を受け、募集活動を強化し、前年度比約350名の派遣増を達成した。またプログラム・アプローチを浸透させ、多数の他のJICA事業と連携したボランティア派遣を実施し、他機関との連携については、平成21年度はアジアの新興ドナーとの連携にも取り組んだ。これらの取組等を通じて、ボランティア事業の質的向上を図っており、計画を上回って順調である。</p> <p>また、教員の現職参加に向け現職教員参加制度拡大の取組を進めたほか、地方自治体や民間企業向けの現職参加の促進のための働きかけを行った。</p> <p>帰国ボランティアの支援に関しては、帰国隊員の就職活動を促し、進路対策支援等を着実に進めるとともに、ボランティア経験者による社会還元活動の促進にも取り組んでいる。</p> <p>NGOとの連携については、NGO-JICA協議会を通じ、効果的なパートナーシップのあり方や寄附金事業について検討を行った。草の根技術協力事業については、平成21年度第1次補正予算による政策増に着実に対応し、NGO人材育成研修は、実績を大幅に増加させるとともに、所属団体の資金調達及び広報の改善、民間企業との連携等、着実にその成果が発現しつつあることは計画を上回って順調である。</p> <p>広尾センター(地球ひろば)では、様々な取組等を行った結果、利用者数(宿泊者を除く)は自己目標値(10万人)を大幅に上回る15万人に達し、地球ひろば登録団体数及び同団体主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績についても、平成20年度実績を上回った。</p> <p>各種開発教育支援プログラムについて、その実績は概ね平成20年度を上回り、プログラムの質的改善に向けた取組を継続した結果、参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得ている。また、教師海外派遣研修参加者に対する調査を全国レベルに拡大して実施し、機構による情報提供等のニーズを確認した。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行う。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がける。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。 ●草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。 ●草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。 ●地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外できめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。 ●国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター(JICA地球ひろば)を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草の根技術協力事業の実績 ・NGO等との連携推進の状況 ・NGO人材育成研修等の実績 ・草の根技術協力事業への理解を得るための取組 ・草の根技術協力事業の手続きの簡素化(NGO等からの要望を踏まえた事務合理化) ・NGO等が活動するために必要な情報の整備 国数 ・海外における支援の実施状況 ・市民参加協力支援の実績 ・地球ひろばによる活動支援実績(来館者数、イベント・セミナー開催件数、登録団体数) 	小No.15: □	中No.8: □	<p>以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げている」。</p> <p>なお、ボランティアによる協力の質的向上のため、開発ニーズと合致したボランティア派遣、他事業・他機関との連携、現職参加の取組、帰国ボランティアに対する支援を引き続き充実させることを期待する。また、ボランティア事業の具体的な効果を十分説明して国民の理解を得るよう努めるとともに、ボランティア経験者による社会還元活動を引き続き促進することを期待する。</p> <p>草の根技術協力事業については、予算が増加する中、より良い案件形成・実施に向け、NGOとのコンサルテーションに積極的に取り組み、振り返りシートの活用等を通じて、NGOとのパートナーシップの向上に取り組むことを期待する。また、NGO人材育成研修については、NGO自身の努力を促しつつ継続して取り組んでいくことを期待する。</p> <p>開発教育支援については、教師海外派遣研修の参加者に対する全国レベルの調査の結果を踏まえ、NGO、文部科学省や教育委員会等との連携、フォローアップ策の着実な実施を期待する。</p>
		<p>(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。 ●開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力経験者による体験還元(出前講座)の実績 ・国内機関訪問への対応実績 ・開発教育に関するJICAホームページの充実 ・教員の国際協力現場への派遣実績 ・開発教育に関する研修の実施実績 ・プログラムに参加した教員に対するフォローアップ状況 	小No.16: ハ		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ホ)海外移住(法第13条第1項第5号)	本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について中期目標期間中に段階的に廃止する。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点化の状況 経済・技術協力との連携の実績 日本語研修の見直し 調査統計事業及び営農普及事業の段階的な廃止に向けた取組 (参考指標:海外移住資料館の入館者数、ホームページアクセス数) 	小No.17: ハ	中No.9: ハ	<p>個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性についての政府の判断を踏まえ、日系社会の動向・要望にかかる情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。前年度に引続き、日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣された現職教員の活動モニタリングを行い、本邦で日系人子女教育にも役立てられようことを確認した。さらに、営農普及事業については本中期目標期間中の廃止に向けて事業を縮小するとともに、国内で実施している日本語研修については政府の検討に資するよう実績やニーズの分析を行った。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。</p> <p>将来の日系社会を担うリーダーの育成に引続き取り組むとともに、国内で実施している日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する分析結果を踏まえた見直しの検討がなされることを期待する。</p>
	(ヘ)災害援助等協力(法第13条第1項第6号及び第2項)	<p>開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(i)国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。</p> <p>(ii)緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標時間内(被災国の要請受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に本邦を出発)の救助チームおよび医療チームの派遣実績 訓練実績及び研修・訓練を反映した救助活動の実施状況 適切な規模及び内容の物資供与実績及びフォローアップの実施状況 NGOとの連携実績 	小No.18: イ	中No.10: イ	<p>平成21年度の国際緊急援助隊の派遣においては、事前に派遣した調査チームによる機動的な情報収集・調整やチャーター機を利用した効率的な隊員・資機材の輸送により、被災地において迅速かつ円滑に救援活動を実施した。特に、インドネシアでは、初めて救助チームと医療チームを同時に派遣する等、極めて優れた実績を挙げた。</p> <p>また、救助チームは、国際捜索救助諮問グループ(IN SARAG)による能力分類(IEC)の受検に際し、平成19年度より都市型捜索救助の国際的な基準に対応した研修・訓練の実施等の準備を行った結果、最高分類の「重(ヘビー)」級の認定を受け、困難な災害現場における高い救助・調整能力を有するとの国際的な評価を獲得したことは高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が計画を「大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、災害が発生した場合は、「重(ヘビー)」級の認定を受けた能力を活かしつつ、引き続き迅速かつ円滑な国際緊急援助隊の派遣、救援活動を実施することを期待する。</p>
	(ト)人材養成確保(法第13条第1項第7号)	<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。そのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ●援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。 ●人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数 専門家等登録件数 能力強化研修等の実績 インターンシップ受入の実績 大学との連携講座の実績 	小No.19: ハ	中No.11: ハ	<p>国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターにおいて外務省やJANIC(特定非営利活動法人国際協力NGOセンター)等とキャリア相談グループを形成し、幅広く情報提供が行える体制を構築した。また、「能力強化研修」のフォローアップ調査を実施し、過去の多くの受講者が国際協力活動に携わっていることを確認した。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。</p> <p>なお、国際協力人材の養成に際しては、ジェンダーへの配慮を行なうとともに、引き続き、本事業で育成された人材の国際協力における活動状況のモニタリングがなされることを期待する。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(チ)調査及び研究(法第13条第1項第8号)	開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・調査研究及び対外発信強化の取組 ・新研究所の体制整備	小No.20: ハ	中No.12: ハ	研究者と実務者とが互いの強みを活かしつつ協働する体制を構築、研究人材を量質面で拡充するとともに、研究成果の質を確保するための環境整備、国際的な研究ネットワークの構築を進めている。その結果、14本のワーキングペーパー及び1本のポリシーブリーフを発刊するなど研究成果が着実に実現しつつあり、これらの研究成果を国際シンポジウム、各種学会、国際会議等の場で発信するとともに、世界銀行の「世界開発報告書2009」への研究成果の掲載や専門学術雑誌への投稿も進め、対外発信の強化に努めている。 以上を踏まえ、全体として中期計画実施状況が当該事業年度において計画通り「順調」である。 なお、研究所は、我が国のODAの成果や優れたアプローチの学術的な検証を通じて、開発現場で新たに直面する課題の解決に向けた知見を提供し、JICAの事業遂行における基礎的な機能を担うとともに、研究成果の対外発信を通じて世界の開発潮流をリードしていくことが求められている。今後も、機構の強みを十分に発揮した研究の推進、対外発信の強化にも努めつつ、開発援助潮流づくりに貢献するような研究を期待したい。
	(リ)受託業務(法第13条第3項)	外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・受託の実績	小No.21: ハ	中No.13: ハ	マルチドナー信託基金から受託したジュバ職業訓練センター機能強化の事業を平成20年度に引続き着実に実施し、職業訓練に関する技術協力事業と受託による施設の整備等の一体的取組を通じて、職業訓練センターの包括的な機能改善及び関係機関のネットワーク構築等を行っている。 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。
3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)	(1) 予算(人件費の見積を含む。)別表1 (2) 収支計画 別表2 (3) 資金計画 別表3	運営費交付金を充たして行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・保有資産の売却等、施設利用収入等自己収入の確保、固定的経費の節減等の実績 ・債権回収の実績 ・ドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担の軽減に関する方策の実施状況 ・アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア共和国の償還計画の見直し ・寄附金の管理・運用状況	小No.22: ハ	中No.14: ハ	保有資産の売却については、中部センター土地・建物及び職員住宅を売却した。自己収入における雑収入は平成20年度比3,104百万円の増収、固定経費は電気使用料等の抑制等による節減となっており、当期総利益として1,305百万円を計上した(運営費交付金の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、目的積立金の申請は行っていない)。また、融資事業の債権回収については、海外投融資事業としての関連法人への貸付を含め、適切に行った。 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。 なお、機構の保有資産について、監事監査も踏まえ適切な管理を実施する必要がある。また、機構の業務の理解促進に向け、財務諸表におけるセグメント情報の充実が求められる。
4. 短期借入金の限度額		一般勘定 670 億円 有償資金協力勘定 1,500 億円 理由: 一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.23: ハ	中No.15: ハ	限度額の範囲内において、借入と返済を行った。 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所の処分を計画	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.24: ハ	中No.16: ハ	本中期目標期間中に処分を計画している各資産について、計画どおり準備又は売却手続きを進め、ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物を譲渡するとともに、中部国際センター土地・建物等を売却した。 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。 引続き、適切な処分計画を立てつつ、処分に向け一層の努力を行うことを期待する。
6. 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)		剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.25: -	中No.17: -	独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる積立金の実績がないことから、評定対象外とした。
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	(1) 施設・設備に関する計画	業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。 平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画(単位:百万円) 施設・設備の内容 財源 予定額 中部国際センター建替え 施設整備資金 2,049 本部及び国内機関等施設整備・改修 施設整備資金 7,245 計 9,293 (注記)金額(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」)にて記載のものについては見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.26: ハ	中No.18: ハ	施設・設備改修計画に基づき設計・施工監理、工事を実施しており、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。
	(2) 人事に関する計画	(イ) 方針 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、 ●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。 ●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。 (ロ) 人員に係る指標 期末の常勤職員数 1,664 人 中期目標期間中の人件費総額見込み(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」)にて記載のもの 64,326 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・勤務成績の評価の実施状況 ・適材適所の人事配置 ・職員の能力開発の機会の提供実績	小No.27: ハ	中No.19: ハ	平成21年度は、新人事制度の定着に向けて、職員の制度に対する理解度及び現状認識等について、平成20年度のアンケート調査結果を評価者研修等に反映するとともに、引続き同様の調査を実施し、モニタリングを行った。また、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させるとともに、人事制度のさらなる見直しに着手している。さらに、統合効果の発揮、現場主義といった組織の活動方針を実現に向けた人事配置、階層別研修、事業マネジメント能力向上等に係る各種専門研修を実施した。 「ワークライフ・バランス」については、同視点から「JICA行動計画」の改定するとともに、ジェンダーにも配慮しつつ、休業・休暇制度の整備等、女性のみならず男性の介護及び育児を含めた施策の充実に向けた取組を行った。 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。 なお、国と異なる賞与の支給額算定方法及び深夜の超過勤務手当の支給割合については適切と考えられ、福利厚生費についても互助組織への法人からの支出の廃止等、一定の見直しは行われているものの、引続き国民の理解が得られるよう見直していくことを求める。また、新人事制度を含む職員の育成に係るアンケート調査を実施及び継続して行い、その結果を人事制度の見直しに反映させ、統合効果の発揮と在外主導に向けた適材適所の人員配置を行っていくことを期待する。

中期計画の各項目			小項目の評定方法		中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標	小項目評定		
	(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(法第31条第1項及び法附則第4条第1項)	(イ)前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務(有償資金協力業務を除く。)の財源に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.28: ハ	中No.20: ハ	前中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成19年6月に承認を受けた。平成21年度は、新本部事務所等の敷金及び内装工事費等として1,561百万円を支出している。 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。
	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項 (イ)監査の充実	外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・監査の実績	小No.29: ハ	中No.21: ハ	会計監査人による監査、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有した。また、コンプライアンス態勢の強化に向けて、英語版も含むコンプライアンス・マニュアルの作成、関係者に対するコンプライアンス研修の実施等を通じて、コンプライアンス意識の醸成を図った。さらに、内部統制の取組として、管理職を対象とした研修を実施し、今後取り組むべき重点課題等について周知した。 各年度の業績評価については、引続き内部評価体制を活用し、業務実績報告のとりまとめ及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を図るとともに、的確に業務運営に反映した。 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。 なお、引続き、コンプライアンスに係る職員の意識向上及び内部統制の一層の充実が期待される。また、海外拠点のコンプライアンス態勢については、現地の事情を踏まえつつも、機構の組織・業務運営を定める法令、内部規程や我が国の社会規範等に則った適切なものとなるよう留意すべきである。 また、業績評価に関するモニタリング結果の業務への反映の方法と内容について、引き続きわかりやすい説明を期待する。
	(ロ)各年度の業績評価	各年度の業績に関し、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、業務運営に反映させる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映	小No.30: ハ		